

平成 25 年 9 月盛岡市議会定例会(一括)質問答弁書

建設部河川課

通告項目 水防について

質問要旨 (1) 治水上の安全度の認識について

① 生活圏内の氾濫原となる支流や小規模河川、水路群の複合的な氾濫を考慮し、各地点の水害に対する安全度である「地先の安全度」を盛岡市でも取り入れるべきと思うがいかがか。

② 「地先の安全度マップ」を作成し地域住民に公開することが、水害が起きた場合における地域住民の自助・共助のために大きな力となるはずであるがいかがか。

(2) 総合治水対策の実施について

① 盛岡市の総合治水対策の取組み内容はどうか。

また、変更すべきこと、付け加える点は何か。

[市長答弁]

伊勢議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに水防についてですが、自宅周辺等の詳細な地域における「地先の安全度」につきましては、滋賀県の事例では、県が策定した予測モデルにより、県全体の広域的な水量の推計値等を基として各地点の安全度を計量化しているもので、今後の防災対策における基礎データの一つと存じているところであり、今後、国や県とも相談をしながら研究してまいりたいと存じます。

次に「地先の安全度マップ」につきましては、地域の自助・共助を支援する方法のひとつと存じますことから、前提となる「地先の安全度」の研究結果を踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

次に、総合治水対策につきましては、堤防整備等の河川内での洪水対策にくわえ、調整値の整備や水田等も考慮した貯留対策、森林の整備や土地利用規制等により氾濫による被害拡大を抑える大作、防災訓練等の地域防災力の向上等を合わせて行うものと存じており、これまでも、国の「北上川水系河川整備計画」や県の「一級河川北上川水系盛岡東圏域河川整備計画」等を基に、各機関において対策を組み合わせながら取り組んできたところでございます。

今後につきましては、各機関の連携も必要と存じておりますことから、今回の大雨・洪水の被害の検証を行いながら、関係機関

と相談してまいりたいと存じます。

総務部 危機管理課

通告項目 水防 について

質罰要旨 災害に対する補償制度等について、他の自治体と連携して国に働きかけを行うべきではないか

〔市長答弁〕

次に他の自治体と連携した国への働きかけについてですが、今年般の大雨災害の発生後、8月13日には県、雫石町、紫波町及び矢巾町と連携し、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、激甚災害の指定などに関する緊急要望を行い、また、9月3日には盛岡広域の3町との連名により、岩手県選出の国会議員に対し、被災した農業経営者に対する支援の拡充、被災者生活再建支援制度の要件緩和などに関する要望を行ってきたところであり、今後とも、他の自治体と連携しながら国|に対する働きかけを行ってまいりたいと存じます。

保健福祉部生活福祉課

通告項目 困窮者支援について

質問要旨 (1) 直近の盛岡市の生活保護の状況はどうか

(2) 生活保護費の引下げの現状について示せ

(3) 福祉事務所に寄せられている声はあるのか

〔保健福祉部長答弁〕

直近の市の生活保護の状況についてであります。平成25年8月1日現在で被保護世帯が3,728世帯、被保護人員が5,194人、保護率が17.31パーミルとなっております。

次に生活保護基準の引下げの現状についてであります。全ての世帯区分で減額となっており、25年7月と基準見直し後の8月について、主なもので比較しますと、「40代夫婦と小中学生の4人の世帯」では7月までの最低生活費202,040円か、8月からは195,970円で6,070円の減額となっております。同様に「60代夫婦の世帯」では、109,440円が107,860円で1,580円、「60代の単身世帯」では、72,370円が71,610円で760円、「30代母と4歳の子1人の世帯」では、136,010円が133,300円で2,710円の減額となっております。

次に、引下げについて、受給者から福祉事務所に寄せられている声があるかについてであります。ケースワーカーをけじめとする職員に対し、生活保護基準の見直しに対する意見等は出ていないものであります。

保健福祉部生活福祉課

通告項目 困窮者支援について

質問要旨 (4) 生活保護法改正案、生活困窮者自立支援法案の今後の方針について

- ・厚生労働省からの情報の有無はどうか
- ・法案の特徴はどのようなものか

〔保健福祉部長答弁〕

次に、生活保護法改正案及び生活困窮者自立支援法案の今後の厚生労働省の方針についてであります。厚生労働省に確認したところ、現在、秋の臨時国会提出に向け、内容も含め作業中のことであります。

法案の特徴についてであります。提出前であり、その内容について情報提供いただくことができませんでしたが、仮に、先に廃案となった法案と同様の内容とすれば、その特徴といたしましては、生活保護法改正案においては、主なものとして、「生活保護からの脱却を促すための給付金の創設」、「保護を決定する際の調査権限の拡大」、「不正受給に対する罰則の強化」、「後発医薬品の使用促進」となることが想定されます。また、生活困窮者自立支援法案においては、主なものとして、就労その他の自立に関する相談支援や各種事業利用のためのプラン作成等を支援する「自立相談支援事業」の実施、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当を有期で手当する「住宅確保給付金」の支給などとなることが想定されます。

保健福祉部生活福祉課

通告項目 困窮者支援について

質問要旨 (5) 中間就労による就労支援への積極的取り組みを期待するが考え方を示せ

〔保健福祉部長答弁〕

次に中間的就労による就労支援の取組みについてであります。

市では生活保護受給者への就労支援として、一般的な就労支援プログラムのほかに、不就労期間が長期にわたったことにより社会参加に消極的になっている方などの勤労意欲の向上を図るため、平成 23 年度から、専任職員を配置し、職場体験やボランティア体験の機会を提供する自立支援事業を行っているところであります。この事業の趣旨を理解し、協力を頂いている企業やNPO法人は現在 25 団体にのぼり、24 年度は、参加者が 131 人で、その内 24 人が就労を開始しております。

また、25 年度から市が実施主体となっております「これからのくらし仕事支援室」の行う「求職者個別支援事業」におきましては、生活保護に至る前の方も対象として、NPO 法人や福祉に理解のある地域の企業経営者と連携し中間的就労の支援を行っているところです。今後におきましても、中間的就労による就労支援 に取り組む団体と連携し、新たな職場体験先を掘り起こすなどして、参加者を増やしてまいりますとともに、国において導入に向け準備が進められている新たな就労準備支援事業等について、情報を収集しながら適切に対応してまいりたいと存じます。

農林部 農政課

通告項目 農業施策について

質問要旨 耕作放棄地対策・盛岡市の耕作放棄地などの現状と予測を示せ。

- ・ 現在行っている耕作放棄地対策と今後の農業のおり方について示せ
- ・ 耕作放棄地の利用を推進するための方策を示せ

〔農林部長答弁〕

盛岡市の耕作放棄地などの現状と予測についてでございますが、農林業センサスによりますと、調査する年によって調査方法が異なるため、正確な比較とはならないものですが、農業経営体の数につきましては、平成 2 年は、農家数が 6,278 戸、22 年は、基準が細分化された「経営体数」となっており、3,351 経営体となっております。

次に農地面積につきましては、2 年の 8,273 ヘクタールから 22 年は 7,254 ヘクタールへと 1,019 ヘクタールの減少となっております。

ります。

次に再び耕作する意思がある農地であります休耕田畑の面積でございしますが、2年の151ヘクタールから22年は430ヘクタールへと279ヘクタールの増加となっております。

次に再び耕作する意思のない農地であります耕作放棄地につきましては、2年の138ヘクタールから22年は192ヘクタールへと54ヘクタールの増加となっております。

このことから、今後の農業の動向の予測といたしましては、議員ご指摘のとおり、高齢化や担い手不足がていくものと考えているところでございます。

次に現在、行っている耕作放棄地対策と今後の農業のあり方についてですが、市では平成20年度から関係機関・団体と協議会を組織して、耕作放棄地の調査と解消に努めております。具体的には、認定農業者や福祉施設等を受け手としてのマッチングや、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用して、解消事業に取り組み、一定の効果を上げているところでございます。

さらに平成24年度からは、地域で作成した「地域農業マスタープラン」による中心的経営体への農地集積などにより、発生の防止と解消に努めているとこ路でございます。

今後におきましては、米、麦、大豆などの土地利用型農業につきましては、農地集積を進めるとともに広い土地を必要としない、施設園芸などにつきましては、新規就農者を含めた担い手の確保・育成に努めてまいりたいと存じます。

次に耕作放棄地の利用を推進するための方策についてですが、議員お話しの、「生きがい創出」や「環境保持」、「就労対策」としての農地利用につきましても耕作放棄地解消策の一つでありますことから、今後そのような視点も含めながら、マッチングやコーディネートに努めてまいりたいと存じます。

市民部 暮らしの安全課

通告項目 交通安全施策について

質問要旨 (1)自転車

・朝の混雑時における自転車による歩道走行について、県警の考えはどうか

・ 歩車分離式信号機の横断歩道について、自転車を運転し

ての斜め横断は違反行為に当たらないのか。

- ・ 県警に自転車の指導を要請すべきと考えるがどうか。
- ・ 館坂交差点から青山方面への自転車の右側通行について、指導強化を行ってはどうか。
- ・ 交通指導員の研修にどう取組むのか。

〔市民部長答弁〕

朝の混雑時における自転車による歩道の走行についてですが、岩手県警にお尋ねしたところ、自転車歩道通行可の規制がなされている場所については、自転車による歩道通行が可能となっておりますが、混雑時の歩道走行は非常に危険であり、自転車の危険運転者へは、各種交通安全運動期間のほか、毎月1日の岩手県交通安全の日、毎日のパトロール時の市道などを実施しており、警察としても指導強化を図ってまいりたいとのことでございました。

次に、自転車を運転したまま歩車分離式信号機の横断歩道を斜めに応談することについてですが、道路交通法の交差点右左折方法違反に該当することから、警察ではそのような歩行状態を確認した場合は、指導、警告を行っているとのことでございました。

市と致しましても、交通安全上、又、自転車利用の促進を働きかけている立場から、自転車運転マナーの啓発に努めてまいりますとともに、警察に対しまして、引き続き、自転車運転者の危険行為や違反行為の指導や警告について、次に館坂交差点から青山、天昌寺方面への自転車による車道の右側通行をする運転者に対する指導強化についてですが、館坂交差点において交通指導員による朝の街頭指導のほか季節交通安全運動期間などには夕方の指導も行っているところですが中には指導を無視して通行する運転者もいるとのことでありますことから、警察と連携しながら指導を強化してまいりたいと存じます。

次に交通指導員の研修の充実についてですが、本市の交通安全施策推進に果たす交通指導員の役割は極めて重要でありますことから、さらなる資質の向上を図るため、岩手県交通指導隊連絡協議会が実施する「新任交通指導員研修」や中堅指導員を対象とする「活動事例研修会」のほか、盛岡交通安全協会が実施する「自転車の安全な乗り方指導者講習会」への派遣を行って

いるほか、盛岡市交通指導隊でも総会や観閲式などの際に、岩手県警察から講師を派遣していただき研修の場を設けております。今後も自転車事故を含む交通事故の減少に向け、道路交通法をはじめとする知識の習得の機会確保に努めてまいりたいと存じます。

商工観光部 観光課

通告項目 通告項目

質問要旨 ①「盛岡さんさ踊りの交通規制が始まる前、自転車で車道を走っていると歩道上に誘導されたが、歩道が混雑しており危険を感じた」との話を聞いたが、さんさ踊り実行委員会の方針なのか、道交法の趣旨と矛盾するのではないか。

〔商工観光部長答弁〕

次に、盛岡さんさ踊りの交通規制についてであります。祭り会場となる中央通につきましては、午後5時50分から午後9時30分まで、全面車両通行禁止となり、会場内への自転車の乗り入れ、持ち込みを禁止させていただいております。また、観覧スペースとなる会場内の歩道は大変込み合いますことから、観客の誘導案内、警備を行っております。ご指摘のありました、交通規制前の時間帯での自転車の歩道誘導につきましては、事実確認はできませんでしたが、盛岡さんさ踊り実行委員会の方針ではないものであります。

いずれにいたしましても、盛岡さんさ踊りを、今後とも事故がなく、安全に運営しなければならないものと存じておりますことから、警察など協力機関との情報共有を図りながら、適切な誘導案内に努めてまいりたいと存じます。

通告項目 交通安全施策について

質問要旨

- ・前潟地区以外にゾーン30が設置されている箇所はあるか。
- ・コミュニティー・ゾーンの設置箇所はあるか
- ・もっと増やしていくべきと考えるがいかがか

〔建設部長答弁〕

ゾーン30の設置箇所につきましては、現在のところ前潟地区のみでございますが、岩手県警察本部においては、増やしてい

たいとの考えで、今後、具体的に検討していきたいと伺っております。

次に、コミュニティー・ゾーンについてですが、神明町、紺屋町、肴町、南大通一丁目等の中の橋地区、約30haをエリアとして、市道中の橋通一丁目八幡町線、紺屋町2号線等において、歩車共存道路等の整備を行ったところで、市内では、当該地区のみとなっております。

次に今後のゾーン30の設置についてですが交通安全上の対策の一つと存じておりますが、地域の意見も重要と考えており、今後、交通安全部局とも連携を図りながら地域の意見を警察に届けるとともに道路管理者としても、引き続き、注意喚起を促す道路標示の設置等について、協力してまいりたいと存じております。

(文責 いせ志穂)